

かわごえ子育てプラン平成24年度進捗状況に対する意見（平成25年度地域協議会・児童福祉専門分科会）

参考資料

基本目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1)子どもと親の健康の確保・増進

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
9	産婦・新生児訪問指導	健康づくり支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導で生活リズムの大切さまで指導しているのか。親は生活リズムの大切さを理解しているも、実践できずにいることもあるので工夫が必要である。 ・4か月児健診では遅いので、発達の目安をしっかりと教えてほしい。 ・予防接種について知らないお母さんもいるが、どこかで指導はできているのか。 ・実施の割合を見ていくと、H24年度は80.5%に落ちている。訪問指導を受けていない人たちをどうフォローしていくかが問題であると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦・新生児訪問では、産婦さんとお子さんの良好な生活リズムの確保に向け、子どもの成長過程を踏まえて、母親に負担がないように配慮しながら指導助言しています。 ・産後、病院でもやっているし、新生児訪問でもやっている。4か月児健診でも、どもまで打って、これからどれを打つかという話もしている。また、個別で通知もしている。 ・訪問しても出会えない家庭があるためこの数字になっている。中には里帰りしている家庭や、新築のため住民票があるが実際には住んでいない家庭等もある。こんにちは赤ちゃん訪問で会えなかった人も4か月児健診ではみれるようになっている。
13	両親学級	健康づくり支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級の中で父親としての心構えとして基本的な役割を教えたい。 ・病院で実施しているからといって、任せきりにするのではなく、上手く連携するなどして、行政が本来の指針を外さずに実施してもらいたい。 ・～講演会、～教室といった名目で事業を実施しても人が集まりにくいと思うので、常に考えて工夫していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・父親になる心構えとしましては、今後子どもが生まれて、育てていくという事の実感をもってもらうこと、母親を支援する体制を整えることがあると思います。また、併せて父親自身の禁煙や食生活、歯科保健など自らの健康管理についても講話に取り入れております。具体的には、重量のあるマタニティジャケットを着けていただき、妊婦さんの今の生活の困難さを体験していただいたり、赤ちゃん人形を用いて、赤ちゃんの着替え、おむつ替えやミルクの飲ませ方等のお世話の体験であったり、母親のマタニティブルーなど産後の状態をあらかじめ知って頂き、対処法や制度についてお伝えしています。
19	育児関連講座等への協力	健康づくり支援課		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携としまして、産科医療機関や新生児訪問・赤ちゃん訪問を行っている助産師等と、毎年連絡会を開催し、研修や情報交換を行っています。また、妊娠前から早期に支援が必要な妊婦さんにつきましては、医療機関と連絡を取り合い、出産前からの支援もしております。 ・一方的に教室を開催するだけでなく、人が集まる場所に出向いていくなど情報提供の方法を今後も工夫していきたいと思ひます。

1-(3)思春期保健対策の充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
2	思春期保健相談	健康づくり支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援課の事業では平成24年度の件数が0であるが、今までどのよう周知していたのか。やり方を変えればもっといい事業になると思う。 ・今後の方向性を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による電話相談の中で思春期の相談を受け付けております。広報、チラシの配付、市ホームページへの掲載等で、周知しています。今後も、周知方法を検討していきます。
3	子育て体験学習	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・9校での実施となっているが、さらに充実させるために教育指導課が中心になって全校で実施していただきたい。 ・学校や地域なども巻き込んで、今後、市として事業をどう展開していくのか考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体となって事業を行う課はこれまで通りであるが、学校との調整を行い、事業の充実を図ってまいります。 ・子どもサポート委員会の所管である地域教育支援課等とも協議して、検討していきたいと思ひます。

基本目標2:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
9	少人数学級・少人数指導の充実	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業であるのに県費の中でしか実施しないのか。 ・いじめとITの関連性などについての現状を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導につきましては、県費負担教員の配置は県が行い、指導面についての支援は市の事業として行っております。 ・携帯電話やスマートフォン等の普及に伴い、書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ等インターネット上のトラブルが増加する傾向にあります。

2-(3)家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
1	教育相談・就学相談事業	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の内訳を知りたい。 ・いじめや体罰の問題について、先生方に対してどのように指導しているのか。 ・言語の発達支援は川越小学校で実施しており、担当する専門家のレベルの問題があるとも聞かすが、市として遅れているのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数の内訳→発達相談(528)、虐待(8)、不登校(893)、いじめ(55)、非行傾向(9)、不適応傾向(785)、進路・学習に関するもの(80)、心身健康一般(102)、家庭でのしつけ・指導(107)、学校教育・他への意見・質問(23)、その他(31)、就学相談(603) ○いじめについて→①研修を行っている。(教頭研修、生徒指導主任研修)②校長会、教頭会等で指導し、さらにいじめの報告があった際には、各学校に訪問指導を行っている。③生徒指導訪問年3回行っている(いじめの実態確認、管理職に対する指導)④アンケート調査年2回(児童生徒向け2回、保護者向け1回)⑤いじめ対応マニュアルの配布 ○体罰について→①体罰の実態調査を行い、発生時には報告の指示、指導を行っている。②体罰を含め、教職員事故防止について校長会等で指導を行っている。③教職員研修で、体罰防止の内容を扱っている。④教職員事故防止強化月間を設け、学校ごとに指導を行っている。⑤各学校では、倫理確立委員会、校内研修等で教職員の意識を高めている。 ○市で専門的な研修を行うことで、資質向上を図ったり、教材研究を行ったりして指導力の向上を目指している。(市の研修→通級指導教室担当者研修会年3回、難聴・言語障害研修会年1回)

基本目標4:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

4-(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	ワークライフバランスの推進・啓発	雇用支援課 こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> 働き方についての考え方は多様化しており、雇用が不安定な中、委託や請負で働く人もいる。そのような人にも情報が届くのかということもある。 企業にとってはお金がからむので難しい問題ではあるが、ワークライフバランスについて少しずつでも進めてほしい。 毎年度ワークライフバランスセミナーの参加者が少ないということで、平成25年度の方向性に「興味を持つ一般の方も参加できるようにして幅広く周知する」とあるが、人を集めるアイデアはあるのか。 セミナーは雇用支援課、男女共同参画課、こども政策課の3課でやっている事業だが、参加者が増えたのはどういう人が増えたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働基本調査を4年に1回実施しており、就業規則等で育児休業制度について規定している企業は、平成20年度は45.1%、24年度は58%でした。ワークライフバランスについて、社会の理解は広がってきているようですが、川越市は中小企業が多く、実際には難しい面もあります。 以前はセミナーの対象者を事業主や企業の人事労務担当者に限っていましたが、平成24年度からは、広報やチラシ等で周知を図り、関心のある一般の方にも参加していただけるようにしました。そのため、一般の参加者が若干増えました。
		職員課	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用が多く、仕事に就くこと自体が難しい中でワークライフバランスの啓発を行うことは難しい。川越市の職員だけでも、何か進めてほしい。事業主の見本になってほしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の勤務条件につきましては、地方公務員法において国及び地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な配慮を払うよう定められており、独自の制度を導入することは難しいなど一定の制約はございますが、今後も可能な範囲内でワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
10	特定事業主行動計画	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用が多く、仕事に就くこと自体が難しい中でワークライフバランスの啓発を行うことは難しい。川越市の職員だけでも、何か進めてほしい。事業主の見本になってほしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の勤務条件につきましては、地方公務員法において国及び地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な配慮を払うよう定められており、独自の制度を導入することは難しいなど一定の制約はございますが、今後も可能な範囲内でワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。

基本目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	学童保育事業	教育財務課 障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・名細小、牛子小などの学童保育室は児童数が100名を超えており、児童が落ち着いて穏やかに過ごせる環境がない。大規模化した学童では教室を2つに分けるなどの対応をしているが、同じ保育料でも預ける環境が異なっている。保育の中身が問題となるが「A」評価でよいのか。 ・保育料は、過去には3,000円であったが徐々に値上げをしている。中身を充実させてほしい。 ・特別支援学級設置校の場合、特別支援学級に通う児童がその小学校の学童を利用できることが望ましいが、どのようになっているのか。 ・「放課後児童クラブ」について、市はどのように考えるか。 ・学童保育料が値上げされたが、保護者から何か声は届いているか。 ・学童保育室長が配置されたことによって、どのようなメリットがあったか。 ・学童保育室の利用人数が増えていると思うが、民間委託や児童館での実施等は考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数が100名を超える学童保育室は、名細、牛子、南古谷学童保育室があります。人数が多くなると集団活動等に支障をきたし、ケガ等のリスクが高くなることから、前記の学童保育室については2部屋を使って対応しております。 ・かわごえ子育てプランにある学童保育事業については、待機児童がいないこと。学校休業日の早朝保育の実施、巡回指導の充実や室長・特任指導員の配置、保護者会長会議の実施等を行い、保護者ニーズの的確な把握と対応に努めていることから、A評価としています。 ・学童保育室施設整備事業については、狭隘化、老朽化している施設を整備し、保育環境の改善を図ることとしており、高階南学童保育室の移転、高階西学童保育室の改築設計の実施、施設の修繕、備品等を購入し、環境整備を行っていることから、A評価としています。 ・学童保育料については8,000円に値上げし、激変緩和措置として、H24年度5,000円、H25年度6,000円、H26年度7,000円、H27年度8,000円となります。 ・学童保育の充実としては、前述の新規取組の他に、傷害・賠償責任保険への加入、避難訓練の実施、学童だよりの発行(全保護者向け)などを行っています。 ・特別支援学級の児童については、原則児童が通う小学校の学童保育室を利用しています。 ・学童保育室は小学校内に有り、学校との連携、児童の安全性の観点からは長所と考えられます。今後も安全で安心して子どもを預けられる環境となるよう取り組むとともに、保護者の負担軽減を図り、利用しやすい学童保育室となるよう努めます。開室時間の延長、夏休み等の学校休業日に限った利用については、今後の課題であると認識しています。 ・平成23年12月議会に、平成24年度5,000円、平成25年度6,000円、平成26年度7,000円、平成27年度8,000円として学童保育室条例の改正案を上程し可決されており、平成24年1月～3月末にかけて保護者会で説明しています。その中で、おやつ代について市が負担してもらえないかといった意見はいただいています。保護者会との意見交換会は年3回実施しています。 ・平成24年度から市職員の再任用4名を室長として配置しており、1名が8室を巡回しています。メリットとしては、室長が各学童保育室の状況を的確に把握することが可能となったため、環境面の課題に対して迅速に対応できるようになりました。また、各職場で職員会議をする際、室長も出席し指導員から質問が出た場合は回答してもらい、それでも対応が難しいケースは特任指導員に相談してもらい、現場の指導員に助言しています。 ・川越市は児童館が少ないが、民間委託などは考えられます。川越市の場合は全て公設公営で学校の敷地の中にあるため、学校の授業が終わった後の移動がありません。このため交通事故がないことがメリットとして挙げられます。今後、学童保育室利用者が増えていくのを学校で全て吸収できるのか、民間委託も含めて検討していきます。

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
3	病児・病後児保育事業	保育課	<p>・この4月から所管課が変わっている。目標は13箇所であるが、増やしていくのか、目標を変更するのか。</p>	<p>現在、市内東部の愛和病院と中心部の三井病院の2か所と業務委託契約をしておりますが、平成26年度に市内の西部に、障害者支援施設が、民間保育所を開設し、そこで、病後児保育を実施したいとの要望を受けています。受託先が必ずしも病院でなければならないわけではありませんので、民間保育所でもこうした事業の受け入れ先があれば、少しずつ実施箇所を増やしていくことは可能です。しかしながら、現在の2か所でも利用のない日もあり、実施にあたっては多額の予算が必要になることもありますので、当初の目標については、大幅な見直しをせざるを得ないものと考えます。</p>
5	地域子育て支援拠点事業	こども育成課	<p>・所管課が変わったことによって、どのように変わったのか。また、今後どのようにしていくのか。目標数が25箇所となっているが、魅力のある事業でないと増やしても意味がないので、箇所数を増やすことだけを目標にしないでほしい。</p> <p>・つどいの広場などは、利用者の相談にのることが目的ではなく、利用者とのコミュニケーションをとって必要時に関係機関につなげることが大事。所管課ではどのように考えるか。</p>	<p>所管課が変わったことで、事業内容が変わることはありませんが、地域子育て支援拠点事業の要綱では、従来の「センター型」、「ひろば型」がなくなり、そのふたつが「一般型」という名称で統合され、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みが取り入れられるようになっております。国の指針では中学校区に1つという考え方があり、設置数を増やしていくことは、サービスを提供する機会が増えることになるため、事業の充実につながると思われませんが、サービスの質を考えますと、必ずしも設置数を増やすことが目標ではありません。</p> <p>川越市としては、地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業を当初から保育園で実施してきた経過がございます。そうした成り立ちを勘案しながら、柔軟で多様なサービスが提供できるよう努めてまいります。また、関係機関との連携も引き続き図ってまいります。</p>
7	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	<p>・利用したい人のさまざまなニーズを満たしているか検証してほしい。以前、近くに提供会員がいないため利用できなかったことがある。1時間800円は、利用が重なり負担が大きくなる。提供会員は535人とあるが、実際に活動している人はそれほど多くない。利用会員や提供会員の声を拾って、制度を見直すことも必要ではないか。</p> <p>・所管課が保育課からこども育成課に変わったが、利用したい人と提供会員のミスマッチ、利用料の問題、自動車が使えないこと等、これまでの会議でも利用しづらい点が挙げられている。事業が始まってから時間が経っているので、そろそろうまくいっているかどうかの調査をしてほしい。</p> <p>・地域によって提供会員がいないところもあるようだ。</p> <p>・学童の迎えをお願いしたくても、学校が離れているため、自動車が使えないと厳しい。この会議の中でもこれまで自動車の利用については意見が多く出ているので、明確な回答がほしい。次の担当課に期待したい。</p>	<p>平成14年に市が社会福祉協議会に事業を委託して以来、受託者が会員に対して制度を検証するアンケートを実施してこなかったため、こども育成課から作成した調査票を基に、本年10月中旬にアンケート調査を行うこととし、結果を受託者の社協にとりまとめてもらうことにいたしました。平成20年度に車による送迎援助を廃止したため、依頼会員に対して、地域内でしか提供会員を紹介できず、需要があってもサービスが提供できない状況にあります。このため、利用会員のニーズに少しでも対応できるよう改めて車による送迎援助について、実施機関と具体的な検討を図ってまいります。また、提供会員を募集する際にも、有償ボランティアであることを明記していないなど、制度の抜本的な見直しが必要になっております。利用報酬の金額につきましても、低所得者の利用者にも制度が使えるよう減免措置等を検討してまいります。</p> <p>(保育課)</p> <p>自動車が利用できないことや提供会員の登録に地域的な偏りがあること等、制度面で課題があることは認識しております。</p> <p>社会福祉協議会に委託している事業で、事故が起こった場合に個人の自賠責保険をどこまで適用させるかという問題等から、平成21年度から自動車の利用ができなくなりました。課題については把握しておりますので、社会福祉協議会と現場の声を聞きながら検討してまいります。</p>

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
8	ショートステイ事業	こども育成課	・平成25年度は予算が計上されている。どのように実施していくのか。	<p>・ショートステイ事業は、家庭での養育が困難になった児童を一時的に保護する事業で、サービス業とセーフティネットの狭間で成り立っている事業でございます。</p> <p>・当該事業については、民間保育園、公立保育園、各出張所などにチラシを配布し、市の広報には4月と7月にPRし、市ホームページでも周知しております。</p> <p>・ショートステイ事業の利用が高い自治体を調べてみると、宿泊型の児童家庭支援センター(児童相談所を補完する施設)が設置され、そこで当該事業が実施されており、児童養護施設とは、別に受け入れ態勢ができております。また、児童虐待や発達障害等に対応できる専門的な職員が配置されていて、ショートステイ事業につながっています。</p> <p>今後は、他市の運営方法等を参考にしながら、PRの充実等を含め、受託先の埼玉育児院との話し合いを重ねる中で、利用者にとって利用しやすい方法で実施してまいります。</p>

5-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	通常保育事業	保育課	・待機児童対策の予算を増やしてほしい。	待機児童解消のため、今年度は、民間保育所2箇所の新設と1箇所の増改築、来年度は民間保育所3箇所の整備に対して、建設費補助を実施する予定です。
3	統合保育事業	保育課	<p>・保育士の加配については、危険回避ばかりで発達の保障ができていない。手をかければ子どもがもっと伸びるのに、現状では危険でなければ加配してもらえない。「A」評価でよいのか。</p> <p>・保育士を加配するために、公立保育園には判定委員会があるが、法人立保育園は心理療法士・浅沼先生の診断書を提出しないと加配してもらえない。公立と法人立で対応が異なるのはおかしい。</p>	<p>障害児の発達を保障するためには、保育士の加配が必要であると認識しておりますが、何よりも安全安心な保育が最優先と考えます。公立保育園の園長、医師、臨床心理士等の意見を聞きながら、できる限り多くの障害児を受け入れておりますので、「A」評価としております。</p> <p>年度当初の入園に際して行われる判定委員会において、加配が必要と思われる障害児は、法人立保育園を第一希望とした場合でも、すべて公立保育園でのみ受け入れております。</p>
4	土曜保育事業	保育課	・実施している保育園数は増えていないのに「A」評価で良いのか。	土曜保育実施園のみに入園希望者が集中していない状況から判断し、「A」評価としております。
5	産休明け保育事業	保育課	・ずっと「D」評価のまま推移しているが、実施についてどのように考えているか。	平成23年度に5園、平成24年度に1園、平成25年度に2園の法人立保育園が開園し、その中で、入園年齢を2ヶ月としている園が3園、産休明け保育ではございませんが、3ヶ月としている園が3園あり、産休明け保育の充実に努めております。公立保育園での実施につきましては、施設の改修や看護師の配置等が必要であること、川越市全体の待機児童数が1歳及び2歳児で77.7%占めることから、現状では実施困難と考えます。
12	保育士研修	保育課	・保育士研修の対象を広げてほしい。	市が主催している年4回の研修会については市内の保育施設に通知しております。研修会の対象については保育園で働く全ての職員を対象にし、より良い保育サービスの向上に努めています。

5-(3) 子どもの健全育成の取組

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	子どもに関する条例又は宣言等	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・市が子どもを大切にしていることを対外的にアピールするためにも作る意味はある。人口を減らさないよう若い世代を引き込んでいく必要がある。 ・総合計画や子ども・子育て支援事業計画を見据えて早めに作ってほしい。 ・作る過程が大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も条例・宣言を作成することについて関係課で検討していくこととしますが、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となるため、川越市の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになります。計画には「子どもの育ちに関する理念」や「社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割」という視点を含めて検討していくこととなります。まずはこの計画を策定することで、川越市の方針を示したいと考えております。
5	地域子育て支援拠点事業	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅前の西部地域振興ふれあい拠点施設が造られるが、複数の課が入るため課の連携が必要だと思う。 ・ふれあい拠点施設には南公民館も入る予定であり、公民館事業の子育てサロンは月1回実施している。同様の事業のつどいの広場も同じ建物で実施することになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい拠点施設には地域子育て支援センターが入る予定です。当初の予定より面積が縮小されたので、与えられた中で実施していくこととなります。名細にある子育て支援センターの事務をふれあい拠点施設に移管し、メイン事業を相談業務にする予定です。今後、名細にある子育て支援センターをどうするか検討します。 ・公民館事業で子育てサロンを実施しており、市民センターにおいてもつどいの広場、子育てサロンを実施しているが、子育てサロンとつどいの広場は趣が異なります。つどいの広場だけでは質の高い保育士が相談を受け、関係機関につなげて問題を放置しないことが強みです。

5-(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
4	子育てサークルへの施設提供	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルへの施設提供について、何か優遇措置はあるのか。評価が「A」であるが中身はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサークルと公民館が共催で事業を行う場合や、社会福祉の増進に寄与することを目的として行う場合等の場合は、優先的に部屋を確保しているという優遇措置があります。

基本目標6:要支援児童への決め細かな取組の推進

6-(1)児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	養育支援訪問事業	子育て支援課	虐待件数は、身体的虐待よりも目に見えない心理的虐待の方が多いと聞く。母に対する父からのDVが多く、それを見た子どもが心理的ダメージを受ける場合も多いと思われる。	平成24年度の虐待件数としては、身体的虐待65件、心理的虐待113件、ネグレクト73件、性的虐待4件、合計255件です。全体の44.3%が心理的虐待である。 DVは警察に通報されるが、子どもがいる場合は、子どもの受ける精神的ダメージを考えて児童相談所にも通報される形になっている。
2	家庭児童相談	子育て支援課		基本目標6-(2)-1「ひとり親家庭相談」においても、平成24年度の母子家庭相談8,220件中、DVについての相談が約200件あった。
No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
6	こんにちは赤ちゃん事業	健康づくり支援課	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の実績が80.5%とのことだが、10人中2人の乳児の家庭を訪問できていない計算になる。何らかの事情があると思うが、約20%はどのような事情で訪問できていないのかを知りたい。 保健師が訪問して虐待の疑いのあるケースを発見した場合など、関係機関の連携をどのように図っているのか。 	<p>不在の場合でも2~3回訪問しておりますが、出会えなかった家庭の多くは、折り返し連絡がなかった又は第2子以降で訪問は必要ないと回答があった家庭です。</p> <p>他には、出生届後「こんにちは赤ちゃん訪問名簿」作成時(約2か月後)までの間での転出等があること、出産時の異常(早期産・低出生体重児等)やその他疾病により長期入院児等で、出生後4か月までの間に自宅に戻らなかったため、訪問できなかったと考えられます。</p> <p>訪問で出会えなかった家庭のほとんどは4か月児健診等で把握しております。</p> <p>虐待の疑いのあるケースを発見した場合、「要保護児童対策地域協議会」において、約30の関係機関が適切に連携できるよう協議を行っており、虐待の対応等についても児童相談所の指導のもと確認をしている。</p> <p>「こんにちは赤ちゃん事業」の所管課である健康づくり支援課も会議の構成機関であるので、情報を共有している。緊急を要する場合等にはこども安全課の職員が48時間以内に出向き対応にあたっている。</p>

6-(3)障害児施策の充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
12	肢体不自由児認可通園施設	保育課	あけぼの・ひかり児童園の建設は決まっているのか。どのような段階か。	用地がまだ決定しておりませんが、今年度から、保育課にあけぼの・ひかり児童園整備推進担当として、専任の職員が2名配置されました。6月議会で、今年度中に用地を決定し、3~4年の内に工事に着工するという市の方針について明らかにしており、建設に向けて進み始めたところです。

基本目標7:子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7-(2)安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
3	生活道路における安全対策	道路環境整備課	・ガードレールや車道と歩道の段差のない危険な通学路が多い。ガードレールの設置基準はどうなっているのか。	<p>防護柵については日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」に基準があります。</p> <p>この中で、歩行者自転車用柵の設置区間として、転落防止を目的とする物については、「歩道等、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路の路外が危険な区間などで歩行者等の転落を防止するため必要と認められる区間」に設置する物としています。</p> <p>このとき設置する防護柵は、幼児などあらゆる道路利用者を対象とし、人的被害を防ぐ物としています。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路構造が盛土、崖、擁壁、橋梁、高架などの区間 2. 歩道等に接して大きな水路などがある区間 3. アンダーパス区間など歩道等と車道との間に高い段差がある区間となっています。
		防犯・交通安全課 (H24年度までは安全安心生活課)	<p>・通学路の危険箇所はどのくらいあるのか。</p> <p>・危険箇所について、要望を上げることで改善されるのか。</p>	<p>危険箇所については、平成22年度に市内小学校等の協力を得て洗い出しを行ったところ、約220箇所ありました。</p> <p>要望等については、防犯・交通安全課が窓口となり、道路の拡幅等は道路整備の担当課に、信号機の設置や横断歩道の設置については警察に要望を伝えています。道路の拡幅は計画等に基づくものであるため、要望があっても改善できないこともあります。信号機の設置要望は現在200~250件くらいありますが、そのうち設置されるのは、年間に市内で多くて5機、少ないと1~2機程度のみです。横断歩道は、近くに別の横断歩道がある場合などは希望しても付けてもらえません。そのような状況ではありますが、まずは地域から声を上げてもらい、連絡をいただいた箇所については、今後も、防犯・交通安全課の職員課が確認をして必要な措置を取るようしていきたいと考えております。</p>

7-(3)安全・安心なまちづくり

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
1	安全・安心な都市公園の整備	公園整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園が子ども達の居場所となるような工夫がされているか。 ・今後、維持管理だけでなく新規の公園を作る予定はあるのか。 ・笠幡地内に川北運動公園ができたが、雑木林を切っただけで、遊具はなく、周囲は車の通りが激しい。ラジオ体操の場所に指定されたが、危険であり、近隣の親達は子どもに行かせたくないと言っている。 	<p>現在、約290の公園があり、当課では、公園の整備や維持管理を行っております。子ども達が遊ぶ公園は主に街区公園で、滑り台やブランコなど大型遊具のある公園や、一部には防災設備を備えた公園もあります。平成24年8月にオープンした名細公園には、防災トイレや炊き出し等の設備もあります。</p> <p>新規の公園につきましては、1人当たりの面積がまだ目標に達していないので、土地の取得が一番難しい点ではございますが、財政状況も踏まえて検討していきたいと考えております。</p> <p>川北運動公園については、状況を確認して検討していきたいと考えております。</p>

7-(5)子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答(考え方)
3	防犯意識の高揚 (犯罪情報・防犯情報の収集と提供)	防犯・交通安全課 (H24年度までは安全安心生活課)	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報等のメールなどが、翌日、翌々日に送られてくる。機動性が重要な情報であるので、情報提供を早めるような改善ができないか。 	<p>市は、警察からのFAXに基づいて情報を発信しております。警察からのFAXが夜間になると、市の職員がいないため、発信が遅れてしまいます。危険が去った後の情報提供では新聞と同じであり、インターネットの良さが活かしきれませんので、そのような意見が出たことを警察に伝えて検討してまいります。</p>